

平成 23 年 12 月 18 日

委員意見

(社)日本歯科医師会常務理事 佐藤 保

歯科口腔保健の推進に関する法律(以下、歯科口腔保健法)の第5条では、「法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」とある。「健康の保持増進のために必要な事業を行う者」とは、メタボ健診を行う保険者、介護予防事業を行う市町村、労働安全を行う企業主、学校安全保健を行う学校長・教育委員会、母子保健を行う市町村がそれに該当することから、県行政、市町村行政、さらには保険者、事業主を常に念頭においた指針および方針でなければならない。

今回、委員意見を求められている歯科口腔保健法の基本的記載事項においても、同様の視点が必要であると考えられる。同時に、いわゆる歯科完結型のみの施策となることなく、かつ、歯科口腔保健法を根拠とした母子保健や学校保健、成人・高齢者に対する検診や指導がより充実した事業として展開されることが望まれる。また、上記の検診に基づく情報を市町村や県で一括集積し、それを解析して問題点を抽出し、その解決策を提示して、法制度の中で実施すべき方向性を示す必要がある。このことは、歯科口腔保健法に基づく事業等における評価、分析、計画の改善、継続等の視点からも重要であると考えられる。

なお、今回の基本的記載事項に関する意見については、第1回目の文書による意見提出であることから、記載内容については不足の点もあり、加えて今後の専門委員会における検討を踏まえ、修正、追記を行う予定であることも申し添える。

添付文書

- ・ 歯科口腔保健法 7-11 条基本的事項（キーワードとして）

第7条（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

	情報発信	施策	環境	人材および連携	研修
	科学的知見に基づく口腔関連の情報提供	歯の衛生週間など普及月間等	ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの必要性	関係団体との連携強化	関係職種への研修
	口腔と全身の健康に関する情報発信	新たな歯科保健キャッチフレーズ	住民参加型の活動支援	学校歯科保健や被保険者教育との連携	
	生涯にわたる咀嚼・口腔機能維持の重要性	(新8020運動(仮称)推進協議会の組織?)	市町村保健センターにおける歯科相談窓口の設置	障害者家族会や事業所との連携	
	う蝕および歯周病予防の取り組みの情報	歯の衛生週間のさらなる充実		歯科職種の行政配置	
	定期的歯科受診の重要性	「いい歯で健やか月間(仮称)」			
	セルフケアとプロフェッショナルケアの組み合わせ	マスメディアやインターネットの活用			
	食育教育(よく噛むことの意義)	歯科保健大会などの充実			

ステージ

乳幼児期	食育教育(よく噛むことの意義)				
学齢期	食育教育(よく噛むことの意義)	学童期における歯科保健の位置づけ			
	スポーツにおける歯の障害防止(マウスピースなど)				
成人	口腔と全身の健康に関する情報発信				事業主、産業保健関係者への研修
	喫煙が及ぼす健康影響				
高齢者	口腔機能向上等の重要性				介護職種への研修
妊産婦	妊産婦への歯科保健情報				

第8条（定期的に歯科検診を受けること等の推奨等）

	基本的考え方	施策	環境および連携	教育
	リスク把握・行動変容を重視した歯科健診・歯科保健指導プログラムへ	歯科検診・保健指導に関するマニュアル	かかりつけ歯科医活用による歯科検診の体制	健診実施者の質の担保
	定期的な歯科受診の普及	検診結果評価基準の策定	データの一元管理(IT化)	
	ステージごとの重点項目	地域の実情に応じた施策		
		健康増進法との関係		

ステージ

乳幼児期		幼児検診時のフッ素塗布	母子・学校歯科保健との連携強化	1.6、3歳児検診時の保護者教育
学齢期		CO・GO等のフォローアップ推進		
成人		労働基準監督署、産業保健センター、保険者協議会への働きかけ	医師会等との連携(歯周病ハイリスク者)	
		特定健診とリンクした新たな歯科検診プログラムの推進		
		海外派遣労働者への施策		
高齢者				生活機能評価時における教育
妊産婦				妊婦教室での教育

第9条（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策）

	基本的考え方	施策	環境および連携	教育
障害者		障害者関係団体との協議会等の設置	高次医療機関と地域歯科診療所との連携	歯科職種研修
		障害者施設等における定期歯科検診と協力歯科医師配置の義務化	地域歯科医療ネットワーク構築	
要介護者		介護関係団体との協議会等の設置	高次医療機関と地域歯科診療所との連携	歯科職種研修
		施設等における定期歯科検診と協力歯科医師配置の義務化	急性期病院との連携体制	介護職種への教育
		在宅歯科医療連携室の整備・強化		
		在宅療養支援歯科診療所の要件と機能		
		入所者の口腔内調査		
		訪問口腔ケアステーションの制度化		

第10条（歯科疾患の予防のための措置）

基本的考え方	公衆衛生的アプローチ	個別のアプローチ	施策	教育	口腔保健支援センター
セルフケア・プロフェッショナルケア・コミュニティケアの総合的な推進	フッ化物応用等	フッ化物塗布等	医療計画や健康増進計画等への歯科施策の反映	多職種との教育	調査・情報収集
1次予防の重視、2,3次予防の確実な展開	フッ化物歯磨剤		行政への歯科職種配置		2次医療圏単位の整備
ライフステージに応じた効果的な対策	シヨ糖摂取	シヨ糖摂取	市町村との関係		歯科医師会との連携
個人・地域格差への対応	禁煙指導	禁煙指導	他分野との連携できる行政職種配置		
行政および歯科医師会の役割強化	歯周病	歯周病			
ステージ					
乳幼児期					
学齢期					
成人					
高齢者					
妊産婦					

第11条（口腔の健康に関する調査及び研究の推進等）

	基本的考え方	施策	環境および連携
	歯科疾患実態調査の実施根拠	全身の健康との関連実証のための研究	情報発信拠点
	実施の充実(実施期間や補足するための定点モニタリング体制の構築)	研究補助費	
	地域格差の検討	研究成果の評価および政策反映	
		政府統計との総合的な関連	

ステージ

乳幼児			
学齢期		全学校からのデータ集積体制の構築	
成人			
高齢者			
要介護者			
妊産婦			